

共済積立貯金の一部書類の提出期限等が変更になります

令和2年4月1日より支払利率を年1.20%に引下げ、預入限度額を1人あたり3,500万円に設定することから、下表のとおり一部書類の提出期限等が変更になります。

区 分		変更内容（令和2年4月1日から）
提出期限	新規加入申込書及び印鑑届	毎月5日共済組合必着になります（現行：毎月15日）。書類は所属所経由で共済組合に提出されるため、所属所によって提出期限が異なりますので共済事務担当課にご確認ください。
	積立変更・中断・復活申込書	
	臨時積立申込書	
振込期限	臨時積立	毎月18日共済組合着金になります（現行：毎月末日着金）。それ以降の振込みは翌月にお願いします。
様式の備	積立変更・中断・復活申込書	届出印欄を削除しました
	臨時積立申込書	
	貯金払戻（解約）請求書	全体的な整備を行いました。

◆ 様式の見本は、共済組合ホームページ [こちら](#) をご覧ください。

貯金残高が
預入限度額の
98%に
達している場合

令和2年2月中旬に、1月末の貯金残高が3,500万円の98%に達している貯金者へ「**預入限度額設定のお知らせ**」を配付します。

貯金残高が3,500万円を超えている場合は、令和2年4月までに払戻しをお願いします。払戻しがなかった場合、令和2年5月28日に超過分を共済組合に登録してある口座に送金します。

また、3,500万円を超えていない場合であっても、超えるまでに払戻し等の手続きをお願いします。

▼貯金払戻・解約金の送金スケジュール（所属所の締切日は、共済事務担当課へお問い合わせください。）

2月							3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1	1	2	3	4	5	6	7				1	2	3	4
2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
23	24	25	26	27	28	29	29	30	31					26	27	28	29	30		

■：共済組合の締切日 ■：送金日

- 解約は、**金融機関の営業日の前営業日**に送金します。
- 払戻限度額は、**前月末の残高**となります。

上記記事に関する
お問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805

共済だより 第326号 令和2年1月発行

発行／栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <http://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。